

岩手県環境審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県環境審議会条例（平成6年岩手県条例第36号、以下「条例」という。）

第8条第3項及び第10条の規定により、岩手県環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の招集の通知)

第2条 知事は、審議会を召集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

(審議会の公開等)

第3条 審議会の会議は、公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、議長が審議会に諮って、これを公開しないことができる。

- (1) 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調査審議する場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずることが明らかに予想される場合

(傍聴人に対する指示)

第4条 議長は、傍聴人に対し、必要な指示をすることができる。

(意見の聴取)

第5条 議長は、議事の調査審議に関し、特に専門的な意見を聴く必要があると認めたときは、審議会に諮って、関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。

(採決)

第6条 議長は、議題について採決しようとするときは、その議題及び採決する旨を会議に宣告するものとする。

2 採決は、挙手又は投票の方法によるものとし、議長は、そのつど会議に諮って決定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、議題について出席委員に異議がないと認めるとときは、議長は、これを確かめた後に採決の手続を省略して、可決の旨を宣告することができる。

(議事録の作成)

第7条 審議会は、会議の議事について、そのつど議事録を作成するものとする。

2 前項の議事録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議事の概要
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

(部会)

第8条 条例第8条第1項の規定により、審議会に次の部会を置く。

大気部会 水質部会 自然・鳥獣部会 温泉部会

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が必要と認めたときは、審議会に諮って部会を設置することができる。
- 3 知事は、必要と認めたときは、合同で部会を開催することができる。
- 4 部会の審議事項は、別表1のとおりとする。
- 5 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、審議事項を部会に付議することができる。
- 6 部会に、付議事項に係る専門調査員を出席させることができる。
- 7 第2条から前条までの規定は、部会に準用する。

(部会の議決)

第9条 条例第8条第3項の規定に基づき、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる事項は、別表2のとおりとする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、審議会に諮って、部会の議決をもって審議会の議決とすることができます。
- 3 前2項の規定による議決をしたときは、部会長は、その旨を直近に開催される審議会に報告するものとする。

(代理出席)

第10条 委員又は特別委員のうち、市町村長及び関係行政機関の職員である者は、本人が出席できない場合に限り、あらかじめ指名する者を代理出席させることができる。

(部会の庶務)

第11条 部会の庶務は、大気部会にあっては環境生活企画室及び環境保全課、水質部会にあっては環境保全課、自然・鳥獣部会及び温泉部会にあっては自然保護課において処理する。

- 2 第8条2項の規定に基づき設置された部会の庶務については、そのつど定めるものとする。
- 3 各部会の庶務の処理に当たっては、環境生活企画室と協議を行うものとする。

別表1

部会名	審議事項
大気部会	1 大気汚染防止に関する事項 2 騒音防止に関する事項 3 振動防止に関する事項 4 悪臭防止に関する事項 5 地球温暖化防止に関する事項
水質部会	1 公共用海域及び地下水の水質汚濁防止に関する事項 2 土壌汚染防止に関する事項
自然・鳥獣部会	1 自然環境保全地域及び環境緑地保全地域に関する事項 2 自然公園に関する事項 3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する事項 4 希少野生動植物の保護に関する事項
温泉部会	温泉に関する事項

別表2

部会名	議決事項
大気部会	1 騒音に係る環境基準の類型指定 2 航空騒音に係る環境基準の類型指定 3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定 4 騒音規制地域の指定及び当該指定に係る規制基準の設定 5 振動規制地域の指定及び当該指定に係る規制基準の設定 6 悪臭規制地域の指定及び当該指定に係る規制基準の設定 7 大気汚染測定計画の作成
水質部会	1 公用海域、地下水及び土壌測定計画の作成 2 水質環境基準の水域類型指定 3 健康有害物質等に係る排水基準の設定 4 健康有害物質使用汚水等排出施設の構造基準等の設定 5 健康有害物質に係る土壌及び地下水の基準値の設定 6 生活排水対策重点地域の指定
自然・鳥獣部会	1 自然環境保全地域の区域変更及び保全計画 2 環境緑地保全地域の区域変更及び保全計画 3 県立自然公園の区域変更 4 県立自然公園計画の決定、廃止及び変更 5 鳥獣保護管理事業計画の作成及び変更 6 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成及び変更 7 狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限 8 第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣の捕獲の禁止又は制限 9 鳥獣保護区の指定及び特別保護地区の指定 10 猟区の維持管理に係る事務の受託者の指定 11 指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の指定及び指定解除 12 指定希少野生動植物の生息地等保護区の指定及び指定解除 13 指定希少野生動植物の管理地区の指定及び指定解除 14 指定希少野生動植物の保護管理事業計画の策定及び変更
温泉部会	1 温泉掘削、増掘及び動力装置の許可又は不許可の処分 2 温泉掘削、増掘及び動力装置の許可の取り消し、公益上必要な措置命令の処分 3 温泉採取の制限の処分